

青森労働局からのお知らせ

令和5年5月1日

令和5年度 働き方改革推進支援助成金のご案内 ～助成金を活用し、働き方改革を進めよう～

働き方改革の推進に向けて、生産性を向上させ、一定の成果目標達成に向けて取り組む中小企業事業主に対し、その費用の一部を助成します。

成果目標ごとに、次の5つのコースがあり、設備投資等の事業実施計画を作成の上、事前の交付申請が必要です。交付申請期限は令和5年11月30日ですが、申請状況等により早まる場合がありますので、お早めにご検討ください。

- (1) 労働時間短縮・年休促進支援コース
- (2) 勤務間インターバル導入コース
- (3) 労働時間適正管理推進コース
- (4) 適用猶予業種等対応コース（令和5年度新設）
- (5) 団体推進コース（事業主団体又は共同事業主が対象）

【医療業における上記（3）の活用事例】

- ① 働き方改革関連社内研修の実施により、労働時間管理意識の高揚が図られた。
- ② 労務管理書類の保存適正化に係る就業規則整備により、賃金台帳等書類管理の適正化、対応の迅速化が図られた。
- ③ 統合管理ITシステムによる労働時間・賃金管理方法の採用により、勤怠管理の適正化、事務担当者の労働時間短縮、労働能率増進が図られた。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-6651

働く女性の母性健康管理、不妊治療を受けやすい環境整備について

○ 働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について、対象期間が令和5年9月30日まで延長されます。

【働く妊婦の皆さま】

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため、母性健康管理指導事項連絡カードを書いてもらい、事業主に提出しましょう。

【事業主の皆さま】

母性健康管理指導事項連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

○ 不妊治療と仕事の両立にお悩みの方はご相談ください。

雇用環境・均等室では、不妊治療を受けている方や、これから受けようとしている方からのご相談に対応し、不妊治療と仕事の両立を支援するため、ご要望を踏まえたうえで、事業主に対し、説明や情報提供、環境整備についての働きかけなどを行っています。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）など中小企業事業主に対する支援

制度導入マニュアルなど、啓発資料の配付

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-4211

関係資料：別添1

「青森働き方改革推進支援センター」をご利用ください（その2）
～相談事例を紹介します～

「青森働き方改革推進支援センター」における相談事例の一部を紹介します。

【事例1】

賃金規定で、正規雇用労働者と非正規雇用労働者では支給される各手当は異なるが、不合理な待遇差になるのか。

【事例2】

現在、社員は女性のみであるが、来月から男性を採用する。新聞等で、男性の育児休暇についての記事を見かけるが、就業規則を改定する必要があるのか。

【事例3】

建設業を営んでおり、36協定を結んだ上で残業をお願いしている。元請から時間外労働の上限規制について準備するよう指示されているがどうということか。

【事例4】

人手不足で、募集しても応募者がいないため、その分、社員に負担をかけている。新たに機械を導入し能率を上げることを考えているが、助成金はあるか。

【事例5】

一日の労働時間が4時間、週4日勤務のパートを雇用して6カ月になるが、有給休暇を与える必要があるのか。

お問い合わせ先：青森働き方改革推進支援センター〔電話番号〕0800-800-1830
受付時間 平日9:00～17:00（年末年始を除く）

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



対象期間が令和5年9月30日まで延長されます。

妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高いとされており、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって感染への大きな不安やストレスを抱える場合があります。こうした状況を踏まえ、母性健康管理が適切に行われるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置**を定めています。

▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導**を受け、それを事業主に申し出た場合、**事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和5年9月30日**です。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、主治医等からの指導がなくても、時間外、休日労働、深夜業の制限等を請求できます（労働基準法）。

女性の心とからだの健康をサポートするサイト
「働く女性の心とからだの応援サイト」内
「妊娠出産・母性健康管理サポート」ページ
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。
また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

① 保健指導・健康診査を受ける

妊娠中・出産後1年以内の女性労働者

③ 母健連絡カードを提出し、措置を申し出る

産業医
産業保健
スタッフ等

相談 助言

人事労務担当者
管理者等

企業
(事業主)

主治医等
(健康診査等を行う
医師、助産師)

② 母健連絡カードに
指導事項を記載する

④ 指導事項に
基づき、
必要な措置
を講じる

措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

(表) 母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 _____ 年 月 日
 医療機関等名 _____
 医師等氏名 _____

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

1. 氏名等 記
 氏名 _____ 妊娠週数 _____ 週 分娩予定日 _____ 年 月 日

2. 指導事項 (該当する症状等に記入してください。)
 増量が必要となる症状等
 つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい立ちくらみ、
 腹部尿満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、
 腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手足の痛み、
 顔面、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、
 頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、
 赤ちゃん(胎児)が通常に比べ小さい、
 多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、
 妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、
 合併症等()

3. 標準措置 (該当する指導事項に○をつけてください。)
 休業 入院加療
 自業 自宅療養
 勤務時間の短縮
 身体的負担の大きい作業(注)
 長時間の立ち作業
 同一姿勢を強制される作業
 運に負担のかかる作業
 寒い場所での作業
 長時間作業を続けることのできない作業
 ストレス・緊張を多く感じる作業

4. その他の指導事項 (任意の必要である場合は○をつけてください。)
 妊娠中の運動緩和の措置 (在宅勤務を含む。)
 妊娠中の休憩に関する措置

指導事項を守るための措置申請書
 おり、医師等の指導事項に基づき措置を申請します。 所属 _____ 年 月 日
 氏名 _____

表

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード表面の「特記事項」の欄に指導内容を記入します。

(記入例)
 新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)の措置を講じること。

裏面には「症状等に対して考えられる措置の例」を記載しています。参考してください。

(裏) 措置(症状等)に対して考えられる措置の例

吐き気・嘔吐 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、吐き気止め薬を服用する。必要に応じて、水分を摂取する。

腹痛 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、鎮痛剤を服用する。必要に応じて、水分を摂取する。

腰痛 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、鎮痛剤を服用する。必要に応じて、水分を摂取する。

手足の痛み 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、鎮痛剤を服用する。必要に応じて、水分を摂取する。

めまい・立ちくらみ 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、水分を摂取する。

頭痛 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、鎮痛剤を服用する。必要に応じて、水分を摂取する。

動悸 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、水分を摂取する。

不安・不眠・落ち着かないなど 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、水分を摂取する。

多胎妊娠(胎) 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、水分を摂取する。

産後体調が悪い 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、水分を摂取する。

合併症等 休業(人休) 医師等の指導、身体的負担の大きい作業を中止し、安静に過ごす。必要に応じて、医師等の指導に従って、水分を摂取する。

裏

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする**解雇等不利益取扱いは禁止**されています。
- また、職場におけるいわゆる**マタニティハラスメント**には、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、**事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付け**られています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へご相談ください。

雇用環境・均等部(室)所在地一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

(表)
母性健康管理指導事項連絡カード

年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名 等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

2. 指導事項

症状等 (該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠 ^{おそ} 悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、 腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、 腰痛、痔、静脈瘤 ^{りゅう ふしゅ} 、浮腫、手や手首の痛み、 頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、 頭痛、血圧の上昇、蛋白尿 ^{たん} 、妊娠糖尿病、 赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、 多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、 妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、 合併症等()

指導事項 (該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置		指導事項
休業	入院加療	
	自宅療養	
勤務時間の短縮		
作業の制限	身体的負担の大きい作業(注)	
	長時間の立作業	
	同一姿勢を強制される作業	
	腰に負担のかかる作業	
	寒い場所での作業	
	長時間作業場を離れることのできない作業	
ストレス・緊張を多く感じる作業		

(注) 「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日～ 月 日)	
2週間(月 日～ 月 日)	
4週間(月 日～ 月 日)	
その他(月 日～ 月 日)	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

年 月 日

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

所属

氏名

事業主 殿

(裏)

(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
腰痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業)の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠(胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等(自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など